



長野県報

6月16日(月)
平成20年
(2008年)
第1973号

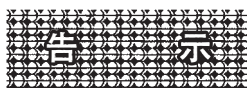
目次

告示

身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障害福祉課)	2
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更(障害福祉課)	3
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退(障害福祉課)	3
信州ものづくり産業投資応援条例に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する区域(経営支援課)	4
公共測量の終了(建設政策課)	4
過疎地域自立促進特別措置法に基づく市町村道の改築工事(道路管理課)	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	5
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(都市計画課)	5
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会)	5

公告

一般競争入札(情報統計課情報システム推進室)	6
表彰規則に基づく表彰(人事課)	7
平成21年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士前期課程(修士課程)学生の募集(医療政策課)	7
平成21年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士後期課程の学生の募集(医療政策課)	8
一般競争入札(水大気環境課)	9
平成21年度長野県工科短期大学校学生の募集(人材育成課)	10
一般競争入札(病院事業局)	14



長野県告示第382号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成20年6月16日

長野県知事 村 井 仁

氏 名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
濱 田 隆 正	ぼうこう又は直腸	飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院
吉 澤 徹	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸	茅野市玉川4300 組合立諏訪中央病院
逸 見 一 之	ぼうこう又は直腸 小腸	千曲市大字杭瀬下58 医療法人財団大西会 千曲中央病院
鄭 真 徳	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院
田 中 哲 朗	心臓 呼吸器	安曇野市豊科3100 長野県立こども病院
和 城 光 庸	ぼうこう又は直腸 小腸	須坂市大字須坂1332 長野県立須坂病院
坂 口 幸 治	呼吸器	須坂市大字須坂1332 長野県立須坂病院
高 橋 央	音声・言語 肢体不自由 ぼうこう又は直腸 免疫	須坂市大字須坂1332 長野県立須坂病院
太 田 敬 三	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器	安曇野市穂高有明9394-1 穂高ハートクリニック
長 田 庸 介	視覚	岡谷市4-11-33 市立岡谷病院
北 野 浩 二	平衡 音声・言語 そしゃく 肢体不自由 心臓 呼吸器	上田市鹿教湯温泉1777 長野県厚生農業協同組合 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院
和 田 有 子	心臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
村 中 太	ぼうこう又は直腸 小腸	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
田 中 啓 之	心臓	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
林 大 右	肢体不自由	安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院

長野県告示第383号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成20年6月16日

長野県知事 村 井 仁

氏 名	変更前の医療機関の 所在地及び名称	変更後の医療機関の 所在地及び名称
宮 城 浩 一	千曲市上山田温泉3-34-3 長野赤十字上山田病院	上田市鹿教湯温泉1777 長野県厚生農業協同組合 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター 三才山病院
松 下 友 彦	千曲市上山田温泉3-34-3 長野赤十字上山田病院	千曲市大字磯部852 とも泌尿器科クリニック
小 林 佐千夫	安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院	安曇野市豊科高家5441-1 こばやし内科クリニック
竹 内 浩 一	安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院	安曇野市豊科3100 長野県立こども病院
尾 地 優	下伊那郡高森町吉田481-13 長野県厚生農業協同組合 下伊那厚生病院	下伊那郡高森町山吹4534-1 尾地内科呼吸器科クリニック
中 村 俊 幸	松本市芳川村井町1209 独立行政法人国立病院機構 松本病院	松本市征矢野2-14-15 なかむらクリニック
滝 芳 樹	駒ヶ根市赤補3230 昭和伊南総合病院	伊那市伊那5753-3 滝小児科医院
太 田 正	上田市鹿教湯温泉1777 長野県厚生農業協同組合 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院
依 田 達 也	安曇野市豊科3100 長野県立こども病院	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院
三 木 正 也	佐久市岩村田1862-1 佐久市立国保浅間総合病院	佐久市岩村田1350-5 佐久平透析クリニック
佐 藤 進	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院	諏訪郡下諏訪町5295-1 さとう眼科医院
吉 江 春 人	岡谷市本町4-11-33 市立岡谷病院	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
小 林 千 益	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院

障害福祉課

長野県告示第384号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成20年6月16日

長野県知事 村 井 仁

氏 名	診療を行う医療機関の 所在地及び名称	辞退年月日	理 由
加 藤 光 朗	千曲市上山田温泉3-34-3 長野赤十字上山田病院	平成20年3月31日	長野市内医療機関転勤
板 倉 慈 法	千曲市上山田温泉3-34-3 長野赤十字上山田病院	平成20年3月31日	長野市内医療機関転勤

小林 衛	須坂市大字須坂1332 長野県立須坂病院	平成20年3月31日	長野市内医療機関転勤
林 圭介	千曲市上山田温泉3-34-3 長野赤十字上山田病院	平成20年3月31日	県外転出
疋田 博之	小諸市与良町3-2-31 長野県厚生農業協同組合 小諸厚生総合病院	平成20年4月1日	県外転出
三島 修	飯田市大通1-15 医療法人栗山会 飯田病院	平成20年3月31日	退職
吉田 啓三	諏訪郡下諏訪町5295-1 吉田眼科医院	平成20年4月1日	閉院

障害福祉課

長野県告示第385号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成20年6月16日

長野県知事 村井 仁

- 1 上田市腰越330-1、331-1、333-1、334、334-1、335-1、336-1、340-1、340-5、340-6、341-1、342-1、343-1、343-2、344、345-3、346-6及び346-7
- 2 岡谷市1603-1、1604-1、1604-2、1604-6、1605、1607、1608、1634、1637-イ、1637-1、1638から1640、1641-1、1646-5及び1646-6
- 3 下伊那郡阿智村春日1528-1、1529-1及び1560-85

経営支援課

長野県告示第386号

長野市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成20年6月16日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類
公共測量（都市計画図作成・基準点測量）
- 2 作業期間
平成18年4月1日から平成20年5月23日まで
- 3 作業地域
長野市全域

建設政策課

長野県告示第387号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により長野県が実施する市町村道の改築工事は、次のとおりです。

平成20年6月16日

長野県知事 村井 仁

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の日
中川手線	上水内郡信州新町大字越道字林脇4966番の3地先から上水内郡信州新町大字山穂刈字宮之脇7163番の2地先まで	道路改良	平成20年6月16日

道路管理課

長野県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年6月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年6月16日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岡谷茅野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪市大字湖南字城下3203番の1地先から諏訪市大字湖南字大道下3218番の1地先まで	旧	8.5~27.0 m	0.0490 km
同 上	新	8.5~10.5	0.0490

道路管理課

長野県告示第389号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年6月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年6月16日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯田南木曾線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市砂払町1丁目682番の4地先から 飯田市砂払町2丁目1245番の5地先まで	旧	5.0~6.2 m	0.3000 km
同上	新	5.0~12.8	0.3000

道路管理課

長野県告示第390号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年6月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年6月16日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 路線名 飯田南木曾線
- (2) 供用を開始する区間
飯田市砂払町1丁目682番の4地先から
飯田市砂払町2丁目1245番の5地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年6月16日
- 2 (1) 路線名 松川インター大鹿線
- (2) 供用を開始する区間
下伊那郡大鹿村大字大河原4271番の1地先から
下伊那郡大鹿村大字大河原4271番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年7月10日

道路管理課

長野県告示第391号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年6月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年6月16日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 兎川寺鎌田線
- 2 供用を開始する区間
松本市鎌田1丁目4861番の6地先から
松本市鎌田1丁目4904番の7地先まで

- 3 供用を開始する期日 平成20年7月1日

道路管理課

長野県告示第392号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成20年6月16日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称
飯田都市計画公園 6・5・1号 飯田運動公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
飯田市三日市場
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び飯田市役所

都市計画課

選告示第17号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成20年6月16日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉 邦男

35,387	35,362
361,558	361,347
7,710	7,698
22,824	22,830
17,941	17,895
9,172	9,159
10,815	10,794
9,147	9,147
9,639	9,613
102,174	102,110
60,431	60,415
46,807	46,764
20,989	20,954
28,747	28,727
14,082	14,048
19,708	19,695

別表中

を

に改める。

11,935	11,944
19,059	19,054
9,181	9,180
19,538	19,532
8,569	8,537
7,524	7,494
21,392	21,373
18,048	18,042
37,905	37,906
21,719	21,685
8,391	8,404
26,345	26,366

選挙管理委員会



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年6月16日

長野県知事 村 井 仁

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
情報更新サーバ一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成20年9月1日から平成25年8月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札

に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企画部情報統計課情報システム推進室
電話 026 (235) 7071
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年6月26日（木）午前11時から
イ 場所 長野県庁 西庁舎106号会議室
 - (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (7) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
 - (2) 詳細は、入札説明書によります。

情報統計課情報システム推進室